

令和7年12月1日

長崎県発注の港湾・漁港等の海上工事にかかる総合評価落札方式の
作業船等に関する評価の事前審査について

長崎県水産部漁港漁場課
土 木 部 港 湾 課

1. 目的

長崎県が発注する港湾、漁港及び漁場等の海上工事における総合評価落札方式において、評価項目の企業の施工能力のうち、「作業船の自社保有状況」及び「曳船の自社保有状況」の作業船関係について事前審査を行い、発注案件毎に提出する書類の軽減を図ることを目的とする。

2. 対象評価項目と内容

(1) 作業船の自社保有状況

1) 作業船

- ① 「長崎県発注の港湾・漁港等の海上工事にかかる制限付き一般競争入札の入札参加資格要件となる一定の条件を備えた作業船の取り扱い要領」（以下「作業船取り扱い要領」という。）に定める自社保有の作業船の種類、規格及び隻数を確認する。（リース保有、出資会社保有は評価対象としない）
- ② 自社保有の作業船にあっても傭船契約等により貸し出し等を行い、専用的に使用できる状況にないものは、自社保有の作業船と見なさない。
- ③ 次の作業船は「主作業船」とする。
 - ・100t吊以上の、起重機船またはクレーン付台船
 - ・2.5m³以上のグラブ浚渫船
 - ・ミキサー船
 - ・フローティングドック
- ④ 作業船の自社保有を証明するため、下記3により必要な書類を提出する。
- ⑤ 作業船が稼働できる状態にあることを確認するため、下記3により必要な書類を提出する。

2) 海上起重作業管理技士

- ① 「海上起重作業管理技士資格者証」を有し、有効期限内であること。
- ② 各工事の入札に参加しようとする者（以下、「入札参加希望者」という。）が技術資料の書類を提出する場合は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係（競争参加資格確認申請書の提出期限日を含め連続して3ヶ月以上）にあること。
- ③ 資格取得及び雇用関係を確認するため、下記3により必要な書類を提出する。

(2) 曳船の自社保有状況

1) 曳船

- ① 自社保有の鋼D300P S以上の曳船（押船を含む）の規格及び隻数を確認する。（リース保有、出資会社保有は評価対象としない）
- ② 自社保有の曳船（押船を含む）にあっても傭船契約等により貸し出し等を行い、専用的に使用できる状況にないものは、自社保有の作業船と見なさない。

③ 次の作業船は「主曳船」とする。

・鋼D550 P S以上の曳船

④ 曳船の自社保有を証明するため、下記3により必要な書類を提出する。

⑤ 曳船が稼働できる状態にあることを確認するため、下記3により必要な書類を提出する。

2) 船員（船員保険適用）数（2名までを記入）

① 船員保険適用の船員であること。

② 各工事の入札に参加しようとする者（以下、「入札参加希望者」という。）が技術資料の書類を提出する場合は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係（競争参加資格確認申請書の提出期限日を含め連続して3ヶ月以上）にあること。

③ 資格取得及び雇用関係を確認するため、下記3により必要な書類を提出する。

3. 下記については、別途通知する「令和8年度作業船関係確認申請について」による。

（1）提出する申請様式・書類等

（2）提出方法

（3）申請受付期間

（4）審査結果の通知

（5）「作業船関係確認証」の有効期間

（6）申請書等の変更について

（7）申請書の虚偽について

（8）注意事項